

2-1 住宅提供

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	受付期間・窓口等	連絡先	URL	QR
	熊本県 【20201014更新】	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設） ■入居期間：入居時から2年。 ※応急修理の利用の場合、原則6か月。 ■借り上げ住宅の条件 ・貸主の同意（応急仮設住宅としての使用） ・新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの等 ・不動産事業者（中介業者）が斡旋した住宅 ・1か月の家賃が次の額以下 2人以下の世帯：5、5万円以下 3人から4人以下の世帯：6万円以下 5人以上の世帯：9万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ①～④のすべてに該当する方 ①被災時に災害救助法適用の市町村に住所を有する ②③④のいずれかをみとす方 ②全壊、全壊、流出により居住する住宅がない方 ④二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方 ②③大規模半壊又は半壊であっても水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ③自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方 ④災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方 	<ul style="list-style-type: none"> ■申込受付窓口：被災時のお住いの各市町村の窓口 ■申込書類（①申込書②誓約書③同意書（暴力団員照会）④同意書（応急仮設住宅同意）⑤住民票⑥り災証明書（該当者のみ）等。詳細はHP参照） ■申請期限：令和2年12月15日まで 	健康福祉政策課 すまい対策室 096-333-2818	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34386.html?type=top	
2	人吉市 【20200831更新】	■市営住宅の家賃の減免	令和2年7月豪雨の影響により、収入が著しく減少した方		建設部 管理課 市営住宅係 0966-22-2111（内線2431）	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/a/aview/112/14027.html	
2	人吉市 【20210108更新】	■市営住宅の募集（被災者向け）	<ul style="list-style-type: none"> ■人吉市に住所を有し、全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた方 ■仮設住宅・みなし仮設等の支援を受けられた方は対象外 	・先着順	建設部 管理課 市営住宅係 0966-22-2111（内線2431）	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/a/aview/112/14740.html	
5	天草市 【20200715更新】	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅（60戸） ・家賃・敷金・上下水道使用料・浄化槽にかかる費用は無料 ・入居期間：6か月（最長1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②をみとす方 ①令和2年7月豪雨災害により住宅に被害を受け、引き続き住むことが困難 ②罹災証明書を提出できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・先着順 ・提出書類（一時使用許可申請書、一時使用誓約書、り災証明書（準備できない場合は相談可）、被災地に居住していることを証明するもの（免許証等）） 	建設部 建設総務課等 0969-32-6794	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji_0037227/index.html	
6	芦北町 【20200804更新】	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし仮設住宅 ・入居時から最長2年（応急修理を併用した場合は令和3年1月3日まで） ・家賃、共益費、礼金（1か月分限度）等は県の負担 ・災害救助法適用日以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件や借上げの条件を満たし、貸主の同意が得られれば、入居日に遡って適用（ただし、保険は遡及せず） 	<ul style="list-style-type: none"> ①以下のいずれかの要件を満たす方 ②罹災証明書で全壊の判定を受け居住する住宅がない方 ④二次災害等で住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している、地すべり等で避難指示灯を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ⑥大規模半壊又は半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等で住宅として利用できず、自らの住居に居住できない方 ②自らの資力で住居を確保できない方 ③障害物の除去制度を利用していない方 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込期間：令和2年8月3日～ ・窓口：福祉課 	福祉課 0966-82-2511	http://www.as-hikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1596384125659/index.html	
7	津奈木町 【20200728更新】	<ul style="list-style-type: none"> みなし応急仮設住宅 ・住み始めて原則2年以内 ・原則月6万円以内（5人以上は9万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月4日時点で住所を有していた人 ・住居が全壊・大規模半壊（長期避難、解体の方でも対象となることがあります） ・応急仮設住宅を利用していない（住宅の応急修理制度を利用している場合は相談してください） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込開始時期：7月17日～ ・窓口連絡先：0120-030-338 	振興課管理班 0966-78-3112	http://www.town.tsunagi.lg.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&i_d=2879&sub_id=1&flid=8004	

12	相良村 【20200726更新】	みなし仮設		・受付期間：令和2年7月27日～ ・受付場所：相良村役場村民ホール	総務課 0966-35-0211	https://www.vil.l.sagara.lg.jp/q/aview/910/1113.html	
15	球磨村 【20200728更新】	・みなし仮設の申込み ・概要は熊本県のHPを参照			復興本部 住宅支援班 0966(32)1111	http://www.kumamura.com/gyousei/2020/07/11411/	
15	球磨村 【20200915更新】	■住家に被害がなくとも仮設住宅を利用できる場合があります。 ■インフラ等の損害を理由に「長期に応急仮設住宅を提供する地域」が認定されました 右の地域⇒	系原、立野、境目、大槻、板崎、浦野、坂口、蔵谷、高沢、沢見、横井、神瀬一区、神瀬二区、 木屋角、上原、松野、四蔵、永椎、日当、大岩、鰐瀬、上郡、多武除、楳木、川島		球磨村復興本部住宅支援班 0966(32)1111	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/09/12062/	
17	荒尾市 【20201022更新】	・市営住宅（2戸程度） ・家賃・駐車場使用料・敷金・上下水道使用料等は免除 ・3か月（最長1年）	①及び②に該当する方 ①令和2年7月豪雨災害により住宅に被害を受け、引き続き住むことが困難 ②罹災証明書を提出できる	・午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・休日を除く開庁日) ・荒尾市役所2階 建築住宅課内	産業建設部 建築住宅課 住宅管理係 0968-63-1491	https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/167/16546.html	
18	玉名市 【20201015更新】	・市営住宅への入居 ・入居期間：3か月（最長1年）	り災の程度が一部損壊以上	添付資料：り災証明書	営繕課 0968-75-1311	https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16777.html	